

広島県告示第九百十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾生口港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年十二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年八月十七日

生口港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾生口港放置等禁止区域

1 田浦地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町御寺の国土地理院四等三角点「大松峠」（北緯三四度一七分〇九秒四五一七、東経二三度〇六分五二秒六六一、標高一七九・二四メートル）

基点一 基準点から一七一度四三分三四秒の方向一三〇四・二〇メートルの点

基点二 基点一から八四度三七分四八秒の方向一八三・〇七メートルの点

基点三 基点二から五〇度一〇分四九秒の方向七二・一八メートルの点

2 宮原港地区（その一・その二）

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町荻の国土地理院四等三角点「泊」（北緯三四度一五分四二秒六三七三、東経一三三度〇六分〇三秒七三四九、標高三四・九〇メートル）

基点一 基準点から六一度五六分五〇秒の方向八六四・七三メートルの点

基点二 基点一から一四九度二六分四七秒の方向一五五・六九メートルの点

基点三 基点二から六四度〇六分〇四秒の方向一五三・七九メートルの点

基点四 基点三から四六度一五分三二秒の方向六四・七〇メートルの点

基点五 基点四から一六度二一分五一秒の方向二七一・九〇メートルの点

基点六 基点五から二二五度三七分一一秒の方向四一・〇五メートルの点

二 地方港湾生口港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物